

徳島県規則第四十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十五条」を「、第十五条及び附則第二項」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項に見出しとして「（平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における給料月額の特例）」を付する。附則に次の見出し及び二項を加える。

（六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置）

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳（印刷、調理、クリーニング、繰糸若しくは船舶乗組みの業務又は庁舎の警備、清掃等の庁務若しくは道路の維持補修、洗濯、炊事等の労務に従事する職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、給料表の給料月額のうち、第三条、第四条、第八条第一項及び第九条の規定により当該職員の属する職務の等級並びに第五条、第七条、第八条第三項及び第九条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	準 基 給 料 月 額	準 基 給 料 月 額	準 基 給 料 月 額	準 基 給 料 月 額	準 基 給 料 月 額
	円 193, 600	円 204, 700	円 223, 200	円 244, 000	円 274, 700

別表第五その二の表中「調整基本額表」を「調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員）」に改め、同その二の表の次に次のように加える。

その3 調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

職務の等級	調 整 基 本 額

1	級	5,800円
2	級	6,100円
3	級	6,700円
4	級	7,300円
5	級	8,200円

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。